

J R和泉府中駅前イルミネーション事業委託業務に関する プロポーザル実施要領

平成 2 9 年 7 月

和泉市 商工労働室 商工推進担当

1. はじめに

本要領は、和泉市が実施する「JR和泉府中駅前イルミネーション事業」の最も適した委託先を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要に関する事項

(1) 件名

JR和泉府中駅前イルミネーション事業委託業務

(2) 目的

JR和泉府中駅前周辺の各商店街の客足が減少傾向にある。その要因として、当駅の橋上化及び駅舎の移設等の整備により、駅舎が当商店街から離れたことが考えられる。このことから、和泉市の玄関口でもあるJR和泉府中駅前周辺に魅力あるイルミネーションを設置することで、人で賑わう仕組みをつくり、駅周辺の商店街活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

JR和泉府中駅前イルミネーション事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

3. 契約にかかる事項

契約方法及び契約時期等は次のとおりとする。

- ① 契約方法 : 随意契約
- ② 締結予定時期 : 平成29年9月上旬
- ③ 支払方法 : 完了後一括払い

※消耗品費、設営等委託料、それぞれについて請求すること。また、支払いについては、別途協議を行うものとする。

4. 提案限度額（見積上限額）

10,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳）消耗品費 7,500,000円

設営等委託料 3,000,000円

※消耗品費に関しては、市として多種多様なイルミネーションの設置を行う為、提案限度額程度を希望する。

5. プロポーザルに関する一般事項

(1) 名称

JR和泉府中駅前イルミネーション事業委託業務にかかるプロポーザル

(2) 主催者

和泉市（以下、「市」という。）

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 選定委員会

プロポーザルの実施にあたり、市は「イルミネーション等設置業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において優先交渉権者を選定する。

(5) 担当（問い合わせ先）

和泉市 環境産業部 商工労働室 商工推進担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号（4号館2階）

TEL 0725-99-8123（直通）

Email shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

URL http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/mokuteki_nyusatsu/index.html

(6) 選定に係るスケジュール

項目	日時
公募開始	平成29年 7月26日（水）
参加表明書の提出期限	平成29年 8月 4日（金）午後5時まで
質疑書の提出期限	平成29年 8月 7日（月）午後5時まで
質疑書の回答	平成29年 8月 9日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	平成29年 8月21日（月）午後5時まで
選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の実施	平成29年 8月25日（金）予定
選定結果の通知・公表	平成29年 8月29日（火）予定
契約締結予定日	平成29年 9月上旬予定

6. 参加資格

(1) 市における平成28年・29年度の入札参加資格を有し、かつ本市から指名停止又は指名回避措置及び、入札除外措置を受けていないこと。又は、入札参加資格を有していない場合においては、次の書類を参加表明書に添付のうえ、提出するものとする。（市入札参加業者登録の基準と同様とする。）

- ①印鑑証明証※原本
- ②商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し
- ③決算報告書一式※写し
- ④国税の納税証明書「その3の3」※写し
- ⑤委任状
- ⑥使用印鑑届
- ⑦暴力団排除に関する誓約書

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。

(4) 参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

- (5) 平成27年度以降でイルミネーション、ライトアップのイベント等の事業を受託し、かつその受託業務を誠実に履行し、完了した実績があること。

7. 参加手続き

(1) 関係資料の配布

- ① 配布場所 担当窓口又は、市ホームページからのダウンロード
- ② 配布期間 公募開始から平成29年8月4日（金）（※土日祝除く。）
- ③ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ④ 配布資料
 - ・プロポーザル実施要領（本要領）
 - ・仕様書
 - ・様式集（様式第1号～第6号）

様式名	書類名
第1号	参加表明書
第2号	質疑書
第3号	参加辞退届
第4号～6号	事業実施に関する書類

(2) 参加表明書（様式第1号）の受付

- ① 提出場所 担当窓口へ直接持参
- ② 提出期限 平成29年8月4日（金） ※土日祝除く。
- ③ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ④ 提出書類 参加表明書

※市入札参加資格を有しない場合は、「6. 参加資格 (1)」の書類を添付のこと。

(3) 質疑書の提出

- ① 提出場所 担当窓口へ持参又は電子メール
- ② 提出期限 平成29年8月7日（月） ※土日祝除く。
- ③ 提出時間 午前9時から午後5時まで

(4) 質疑に対する回答

- ① 回答方法 質疑事項を取りまとめ、「参加表明書」の提出者すべてに同一内容の回答書を電子メールで送信するものとする。なお、質疑に対する回答は、本要領への追加又は、修正とみなす。
- ② 回答期限 平成29年8月9日（水）午後5時までに回答する。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出場所 担当窓口へ直接持参
- ② 提出期限 平成29年8月10日（木）から平成29年8月21日（月）※土日祝除く。
- ③ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ④ 提出書類 提出書類は次のとおりとする。なお、下記書類を1セットとして綴じ、正本1部、副本8部作成する。

	書類名	様式	備考
1	企画提案書	任意様式	「8. 企画提案書等に関する事項」に基づき作成すること
2	見積書		
3	事業実施に関する書類	様式第4号～様式第6号	

※ 正本とは、社名・代表者名を記載し、社印・代表者印を押印したものをいい、副本とは、社名・代表者名及び、それぞれの印のないものをいう。

※ 参加表明後に辞退する場合、辞退届（様式第3号）を1部提出する。

8. 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案書

① 提案に関する基本事項

企画提案書（以下、「提案書」という。）の作成にあたっては、契約候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本要領「1.2. 選定基準」に記載のある選定項目に沿って作成すること。また、別紙仕様書に基づき、説明文のほか、写真、イラスト等を用いて選定委員にイメージが伝わるように作成すること。（使用ライト数を場所・種類ごとに記載すること。）なお、提案書とは別に「提案するデザインのコンセプト及びテーマ、ストーリー性について」（様式第3号）、「事業実施スケジュール」（様式第4号）、「事業実施における組織体制」（様式第5号）について作成すること。

なお、決定業者については、見積書に対する詳細な内訳書の提出を必要とする。

② その他

提出する提案書の規格は、A4サイズ・片面刷りとする。

(2) 見積書

消費税及び地方消費税等を含んだ総額を記載し、「4. 提案限度額」に示した内訳（消耗品費、設営等委託料）について、それぞれの別の見積書を提出すること。

9. 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 実施要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

10. 選定に関する事項

(1) 選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の実施

- ① 実施日時 平成29年8月25日（金）予定 ※正式な日時は別途通知する。
- ② 実施場所 和泉市役所1号館3階会議室（秘書課横）
- ③ 実施時間 プレゼンテーションとヒアリングで30分程度を予定。※詳細は別途通知。
- ④ 出席者 1社につき3名までとする。

(2) 公表について

選定委員会において優先交渉権者を決定した後、次の内容を公表する。

- ① 全提案事業者の名称（申込順）
- ② 優先交渉権者及び次点交渉権者の名称並びに各々の評価点
- ③ ②以外の提案事業者の評価点（得点順）

（３）選定に係る留意事項

- ① プレゼンテーションは、提案書に基づいて行うものとし、これ以外の資料によるものは認めない。
- ② プレゼンテーション内容は記録用として録音する。
- ③ パソコンを用いてプレゼンテーションをする場合は、事前に担当にデータを送付すること。

11. その他留意事項

- （１）本企画提案に係る諸経費は、提案事業者の負担とする。
- （２）原則として、提出物は返却しない。
- （３）提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは一切認めない。
- （４）応募書類は、本プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市はこれを複製し、使用することができるものとする。
- （５）審査結果にかかる異議等は一切認めないものとする。

12. 選定基準

次の評価項目に基づき、審査し選定するものとする。

選定項目	評価項目	配点	
総合的観点	本業務の目的を正確に理解した提案となっている。	20	60
	総合的な企画力が高く、専門的な視点を持っている。	20	
	本業務に類似した業務実績がある。	20	
計画性 安全性	計画的な事業スケジュール、内容となっている。	20	80
	実施期間中における維持管理体制が整っている。	20	
	設置から撤去まで駅前利用者等に対する配慮がなされている。	20	
	いたずら等への対応方法について検討されている。	20	
デザイン性	コンセプトを明確にし、テーマやストーリー性のあるデザインとなっている。	30	180
	コンセプト及びデザインに独自性がある。	30	
	市外からの来訪者に和泉市をアピールできるデザインである。	30	
	実現性のあるデザインである。	30	
	デザインが背景となる夜間景観を含む周辺景観と調和がとれている。	30	
	点灯式の内容が、イルミネーションを実施する上で、効果的な企画・演出がなされている。	30	
地域精通度	本市に営業所等を置いている。	50	50
購入物品	使用する電球は、防塵性・防水性に優れている。	30	80
	購入価格の縮減に向けた工夫や配慮が行われている。	30	
	球切れ、破損時の対応（保証）に優れている。	20	
見積価格	(計算式) 50点 × (1 - 提案価格 ÷ 提案限度額) ※小数点第一位を四捨五入する。	50	50
合計		500	

- ① 優先交渉権者として選定されるための最低基準は、満点の6割以上の得点を必要とする。なお、参加表明団体が1社のみの場合や審査の結果、最高得点の団体であっても、最低基準に満たない場合は、失格となる。
- ② 評価点の合計が同点の場合は、選考委員の多数決により選考する。

13. その他閲覧書類

- ・契約書（案）